# 第11回世田谷区農業委員会総会

日:令和6年6月27日(木)

場所:区役所東棟9階第5委員会室

# 第11回世田谷区農業委員会総会 会議録

開催日時:令和6年6月27日(木)午後4時から

開催場所:区役所東棟9階第5委員会室

出席の委員:会長 宍戸幸男、会長職務代理者 浦野美枝子、髙橋光正、清水希悦、高橋

哲也、苅部嘉也、井出孝行、細井誠一、長島丈、吉村喜代隆、後藤宏、池田

鏡一、植松智、森安一、本橋延隆、髙橋拓司、矢藤茂、髙橋弘行、羽田圭二、

真鍋よしゆき、阿久津皇

欠席の委員:なし

出席の職員:事務長 梅原文、主事 吉田健彦、主事 関智秋、主事 藤田遼二、主事 下

田亮太

## 会議次第

- 1. 開会
- 2.会長挨拶
- 3.議事録署名委員の指名
- 4.議案の審議
- (1)第1号議案 農地法に基づく許可申請について
- ・農地法第3条について
- (2)第2号議案 農地法に基づく転用届出等について
- ・農地法第4条について
- ・農地法第5条について
- (3)第3号議案 その他の事項について
- ・相続税納税猶予に関する適格者証明願について
- ・生産緑地にかかる農業の主たる従事者についての証明願について
- ・引き続き農業経営を行っている旨の証明願について
- ・農地法第3条の3届出の報告について
- 5.協議事項
- (1)令和6年8月の総会日程(案)について
- (2)農地利用状況調査の農家への周知について
- (3) 生産緑地の取得のあっせん依頼について
- 6.報告事項
- (1)ふれあい農園「ブルーベリーのつみとり」の開催について
- (2)都内農産物等の放射能検査について
- (3)「第70回世田谷区夏季農産物品評会」の審査結果について
- 7.その他
- 8.閉会

事務局 皆様、こんにちは。都市農業課長の梅原です。定刻前ではございますが、農業 委員の皆様がおそろいになりましたので、始めさせていただきたいと思います。よろしく お願いいたします。

今回より新たな試みといたしまして、以前より農業委員会内でご意見を頂戴しておりました各農地調査の様子を映像で共有することにつきまして、左右の背面にございますモニターに投影しながら説明をさせていただきたいと思いますので、操作等、不慣れな場面もあるかとは思いますが、どうぞよろしくお願いいたします。

また、本日は当委員会の事務次長の松下が体調不良になり不在のため、進行は梅原が務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いします。

それでは、配付資料の確認をさせていただきます。議案の審議といたしまして、第1号議案の資料がNo.1となります。第2号議案の資料がNo.2とNo.3となります。第3号議案の資料がNo.4、No.5、No.6、No.7となります。協議事項の資料といたしましては、No.8、No.9、No.10となります。報告事項の資料につきまして、No.11、No.12、No.13となっております。また、当日配付資料といたしまして、東京都農業会議情報令和6年5月版、三茶しゃれなあどホール案内図、ふれあい農園「ブルーベリーつみとり」の開催について、せたがや育ち加工品ビジネスプランコンテストのチラシ、東京都農業施策に関する要望事項等をお配りしております。資料の不足等はございませんでしょうか。

それでは、次第の2、会長挨拶から進めさせていただきます。

宍戸会長、よろしくお願いいたします。

宍戸会長 (会長挨拶)

それでは、第11回の農業委員会総会、審議事項が11議案、そして、協議事項、報告事項、 その他を含めまして7項目ございますので、よろしくお願い申し上げます。

議事に入る前に、本日は全員が出席していただいておりますので、総会が成立している ことを報告申し上げます。

次に、本日の署名委員ですが、清水希悦委員、高橋哲也委員にお願いしたいと思います ので、よろしくお願いいたします。

それでは、次第4の議案の審議に入ります。

(1)の第1号議案農地法に基づく許可申請についてを上程いたします。

事務局、よろしくお願いいたします。

事務局 それでは、説明させていただきます。

農地法第3条は、農地の所有権等を取得する場合の農業委員会の許可を受けるための申請手続となります。農業委員会の皆様にご審議いただき、許可を得る必要があることが第3条第1項に定められております。

それでは、資料No.1をご覧下さい。受付番号6-3-1。

(事務局より、申請人、申請地などについて説明)

事務局からは以上でございます。

宍戸会長 この件について調査されました髙橋光正委員、調査結果の報告をお願いいた します。

髙橋(光)委員 (委員より、調査内容について報告)

報告は以上でございます。

宍戸会長 ありがとうございました。

この件についてご意見等がございましたら、お願いいたします。

事務局 所管課に確認をしたところ、現在、区内に約25haの畦畔を把握しているとのことです。どこにあるかはまちまちで、箇所数等ははっきりとはお答えできないということですけれども、25haもの土地があるということを確認しております。

羽田委員 今残っている土地(畦畔)というのは、あまり活用ができないと言ったらおかしいんですけれども、本来は道路だとか、区が整備をして活用していくということなんでしょうけれども、なかなかそうはいかない土地が結果的には今残っているという解釈でよろしいでしょうか。

事務局 今回のケースで見ていただきますと、両側にその畦畔の写真を投影させていただいておりますけれども、今回取得されるのが緑の農地側の土地でして、こちらが畦畔の半分です。残りの半分が、フェンスから右側の民地側の土地ということで、このようにフェンスがついているような土地の管理をしているというのも特殊と聞いておりますし、それぞれ畦畔の場所によっては、民地の中であるとか様々でございまして、そのあたりの状況はまちまちであるということを所管に確認をしております。

羽田委員 今回、農地として今後活用されるということで、そういう意味では、活用の在り方としては、適切なのではないかと思います。それと、今回は、陳情等については出

されておりませんけれども、要するに農地で活用するという観点ならば、あまり高い値段で売るというようなことがない方がいい訳であって、そういう意味では、それらを含めて、 今後、区の方で対応されたいというふうに私は思います。

真鍋委員 これまでの流れを承知しているので補足すると、該当地には畦畔が結構ありまして、烏山の街づくり課が中に入って、通学路の部分は申請者に寄附してもらって、また土地も出してもらって、拡幅をして、通学路の整備を全部したんです。残ったのがここで、右側にあるお宅と申請者側でそれぞれに権利を持っているので、半分ずつ主張して、半分を申請者が入手する、あと残った半分は、草が種を飛ばさないように防草シートを張るということで、道路整備のために使えるものは全て使った上で、残ったのがこれのみだったので、今回、こういう整理をして、これに決着をつけるという流れだったと覚えています。よろしくお願いいます。

事務局 ありがとうございました。

宍戸会長 ほかにご意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

宍戸会長 ほかに意見がないようですので、採決させていただきます。

許可することに賛成の方は挙手をよろしくお願いいたします。

( 賛成者挙手)

宍戸会長 ありがとうございます。全員の賛成をいただきましたので、許可することに いたします。

以上で、第1号議案、農地法に基づく許可申請についての審議は終わります。

続きまして、(2)の第2号議案農地法に基づく転用届出等についてを上程いたします。

第2号議案は全て専決処理となっておりますので、報告のみといたします。

転用届出等の内訳ですが、農地法第4条が1件、第5条が1件となっております。

それぞれ事務局から説明をお願いいたします。

事務局 それでは初めに、農地法第4条、第5条について説明をさせていただきます。 農地を住宅等にする場合等は農地法第4条の手続が、農地を農地以外のものにする場合で、 所有者の変更を伴う場合は第5条の手続が必要となります。いずれも本来は都道府県知事 の許可が必要となりますが、市街化区域内の農地においては、あらかじめ農業委員会に届 出を行えば許可は要しないものとなっております。この届出につきましては、会長の専決 処分としており、総会では事務局からの報告のみとさせていただいております。 資料No.2をご覧下さい。第2号議案農地法第4条に基づく転用届出について。 受付番号6-4-1。

(事務局より、申請人、申請地などについて報告)

以上となります。

続きまして、農地法第5条について報告いたします。

資料No.3をご覧下さい。第2号議案農地法第5条に基づく転用届出について。 受付番号6-5-7。

(事務局より、申請人、申請地などについて報告)

以上となります。

宍戸会長 第2号議案の件についてご質問がございましたら、よろしくお願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

宍戸会長 ご質問がないようですので、第2号議案は終了いたします。

続きまして、(3)の第3号議案その他の事項について上程いたします。

今月は、相続税納税猶予に関する適格者証明願についてが3件、生産緑地に係る主たる 従事者証明願についてが2件、引き続き農業経営を行っている旨の証明願について2件を 審議いたします。

それでは、相続税納税猶予に関する適格者証明願について、3件について審議いたします。

1件目について、事務局、説明をお願いいたします。

事務局 相続税納税猶予に関する適格者証明願につきましては、租税特別措置法の規定により、相続税納税猶予の特例を受けるために必要な被相続人、農業相続人、特例適用農地について農業委員会が証明するというものでございます。

資料No.4 - 1をご覧下さい。第3号議案相続税納税猶予に関する適格者証明願について。

(事務局より、申請人、申請地などについて説明)

以上となります。

宍戸会長 この件について調査されました高橋哲也委員、調査結果の報告をお願いいた します。

高橋(哲)委員 (委員より、調査内容について報告) 以上です。 宍戸会長 ありがとうございました。

この件についてご意見等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

宍戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をよろしくお願いいたします。

(賛成者挙手)

宍戸会長 ありがとうございます。全員の賛成をいただきましたので、証明書を発行することといたします。

次に、2件目の説明を事務局お願いいたします。

事務局 資料No.4-2をご覧下さい。第3号議案相続税納税猶予に関する適格者証明願について。

(事務局より、申請人、申請地などについて説明)

以上となります。

宍戸会長 この件について調査されました髙橋光正委員、調査結果の報告をよろしくお願いいたします。

髙橋(光)委員 (委員より、調査内容について報告)

宍戸会長 ありがとうございました。

この件についてご意見等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

宍戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をよろしくお願いいたします。

(賛成者挙手)

宍戸会長 ありがとうございます。全員の賛成をいただきましたので、証明書を発行することにいたします。

次に、3件目の説明を事務局、よろしくお願いいたします。

事務局 次に、資料No.4-3をご覧下さい。第3号議案相続税納税猶予に関する適格者証明願について。

(事務局より、申請人、申請地などについて説明)

以上となります。

宍戸会長 この件について調査されました植松智委員、調査結果の報告をよろしくお願

いいたします。

植松委員 (委員より、調査内容について報告)

以上でございます。

宍戸会長 ありがとうございました。

この件についてご意見等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

宍戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をよろしくお願いいたします。

( 賛成者挙手)

宍戸会長 ありがとうございます。全員の賛成をいただきましたので、証明書を発行することにいたします。

以上で、相続税納税猶予に関する適格者証明願についての審議は終わります。

次に、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願2件について審議いたします。

1件目について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局 生産緑地には農業施設以外への転用は制限がございますが、生産緑地の買取り申出を提出し、都、区が買い取らない場合、関係者へのあっせんが不調に終わった場合に、申出から3か月が経過すると、その行為制限は解除されます。生産緑地の買取り申出ができるのは、生産緑地指定の告示から30年経過、または主たる従事者の死亡、農業に従事することが不可能となった場合となるのですが、その証明を出す際に主たる従事者証明が必要となります。所管の農業委員が農地調査を行い、死亡または故障した従事者が主たる従事者だったことの確認を行っております。

それでは、資料No.5-1をご覧下さい。第3号議案生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について。

(事務局より、申請人、申請地などについて説明)

以上でございます。

宍戸会長 この件について調査されました髙橋光正委員、調査結果の報告をお願いいた します。

髙橋(光)委員 (委員より、調査内容について報告) 以上でございます。 宍戸会長 ありがとうございました。

この件についてご意見等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

宍戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

賛成の方は挙手をよろしくお願いいたします。

(賛成者挙手)

宍戸会長 ありがとうございました。全員の賛成をいただきましたので、承認させてい ただきます。

次に、2件目の説明を事務局、よろしくお願いいたします。

事務局 次に、資料No.5-2をご覧下さい。第3号議案生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について。

(事務局より、申請人、申請地などについて説明)

以上でございます。

宍戸会長 この件について調査されました後藤宏委員、調査結果の報告をお願いいたします。

後藤委員 (委員より、調査内容について報告)

以上です。

宍戸会長 ありがとうございました。

この件についてご意見等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

宍戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をよろしくお願いいたします。

(賛成者挙手)

宍戸会長 ありがとうございました。全員の賛成をいただきましたので、証明書を発行 することといたします。

以上で生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願いについての審議は終わります。

次に、引き続き農業経営を行っている旨の証明願について、2件を審議いたします。

1件目を事務局から説明をお願いいたします。

事務局 資料No.6-1をご覧下さい。

第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請人、申請地などについて説明)

以上となります。

宍戸会長 この件について調査されました矢藤茂委員、調査結果の報告をお願いいたします。

矢藤委員 (委員より、調査内容について報告)

以上です。

宍戸会長 ありがとうございました。

この件についてご意見等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

宍戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

賛成の方は挙手をよろしくお願いいたします。

(賛成者挙手)

宍戸会長 ありがとうございます。全員の賛成をいただきましたので、証明書を発行することといたします。

次に、2件目の説明を事務局からお願いいたします。

事務局 資料No.6-2をご覧下さい。

第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請人、申請地などについて説明)

以上となります。

宍戸会長 この件について調査されました髙橋光正委員、調査結果の報告をお願いいた します。

髙橋(光)委員 (委員より、調査内容について報告)

以上です。

宍戸会長 ありがとうございました。

この件についてご意見等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

宍戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をよろしくお願いいたします。

(賛成者挙手)

宍戸会長 ありがとうございます。全員の賛成をいただきましたので、証明書を発行することといたします。

以上で生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願の審議は終わります。

これをもちまして、次第4の議案の審議は終わります。

次に、農地法第3条の3に基づく届出1件について審議いたします。

本件については、専決処理のため報告のみといたします。

事務局、説明をお願いいたします。

事務局 まず初めに、農地法第3条の3に基づく届出について簡単にご説明させていた だきます。

平成21年12月の農地法改正に伴い、相続等により農地を取得した場合には、概ね10か月 以内に農業委員会への届出が必要となったことに伴う届出となります。

資料No.7をご覧下さい。第3号議案農地法第3条の3に基づく届出について。

受付番号6-3・3-1。

(事務局より、申請人、申請地などについて報告)

以上となります。

宍戸会長 この件について、ご意見等がございましたらお願いいたします。

真鍋委員 これは資料No.4-1で、相続税納税猶予に関する適格者証明願についての事案ですよね。平成21年から、このような形でと言われましたが、私、この農業員会にいて、このように相続で取得したという書類を改めて見た記憶がないんですよ。主たる従事者が亡くなって、子どもさんや奥さんが相続されている訳ですが、その度にこの書類を提示する必要があったのですか。それとも、これは何か特殊な例なのですか。

事務局 本件につきましては、年に一、二件あるかないかという案件となっておりまして、令和5年度にはなく、令和4年度にあったケースでございます。

真鍋委員 ということは、これは届出しなくてもいいということ。

事務局 手続としては、農地法3条の3の手続というのがありますが、この後の登記手続に必要のない届出となっております。今回のように届出があった時は受理しております。

真鍋委員 みんなそれぞれ相続を受けて、納税猶予を受ける農地というのは結構ある訳ですけれども、丁寧に手続きされたら、こうなるし、されなくても別にいいよということは、ちょっとテーマがあるような気がするので、きちんととやって下さい。今までも、今言われたような例なので、この辺はやっぱり課題の一つだと思います。勉強になりました。

宍戸会長 ありがとうございました。

ほかにはございますか。

(「なし」の声あり)

宍戸会長 ほかに意見がないようですので、第3号議案の審議は終了いたします。 続きまして、次第5の協議事項に移ります。

(1)令和6年8月の総会日程(案)について協議いたします。

事務局、説明をお願いいたします。

事務局 資料No.8、令和6年8月の総会日程(案)についてをご覧下さい。

次回の総会開催日時につきましては、令和6年7月31日水曜日午後3時から、場所は本日と同じく区役所東棟9階委員会室での開催が決定しております。

令和6年8月の開催日時につきましては、8月29日木曜日午後3時から、会場は三茶しゃれなあどホールオリオンでの開催を予定しております。

なお、三茶しゃれなあどホールにつきましては、6月12日から場所が移転いたしました。本日お配りしました当日の配付資料の中に、三茶しゃれなあどホールの案内図がありますが、お手数ですけれども、お手元に開けていただけますでしょうか。このように、これまでの三軒茶屋分庁舎とは異なり、三軒茶屋1-41-10、昭和信用金庫三軒茶屋支店の4階から6階が三茶しゃれなあどホールとなり、8月は5階オリオンでの開催となります。今後、しゃれなあどホール開催の際は、お間違えのないようにご注意をお願いします。これまでの三茶しゃれなあどホールは6月で終了しまして、近いですけれども、同じ名前で、また違う三軒茶屋1-41-10の昭和信用金庫の三軒茶屋支店がある建物に、三茶しゃれなあどホールが併設されておりまして、こちらでの開催となります。また、申し訳ありませんが、当該建物には駐車場がありませんので、恐れ入りますが、公共交通機関でのご来場をお願いしたいと思います。

以上、ご協議をお願いします。

宍戸会長 この件についてご質問等がございましたら、お願いいたします。よろしいで しょうか。

(「なし」の声あり)

宍戸会長 ご意見がないようですので、総会日程(案)については原案どおりとしてよるしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

宍戸会長 それでは、原案どおりと決定いたします。

次に、(2)農地利用状況調査の農家への周知について協議いたします。

事務局から説明をお願いいたします。

事務局 資料No.9、農地利用状況調査の農家への周知についてをご覧下さい。

こちらの案内につきましては、7月に発行されますせたがや営農だよりに掲載する内容の案でございます。主に、農地パトロールの日程についてご協議をいただきたくお願いいたします。掲載内容といたしましては、平成21年の農地法の改正により、農地所有者は農地を適正に管理しなければならない責務が規定されたということ。それに伴い、農業委員会が実施する農地パトロールが法制化されたということ。また、適正に農地が管理されていない場合は、農地法第30条に基づいて必要な指導を実施するということ。その指導による改善が見られない場合は、相続税等納税猶予適用農地においては税務署に通知され、その結果として、期限が確定されることがあるという内容としております。

なお、農地パトロールの期間につきましては、9月1日金曜日から10月20日日曜日までとさせていただきたいと思いますので、掲載内容と併せまして、農地パトロールの期間についてもご確認いただきたくお願いいたします。

農地パトロールの詳細につきましては、8月総会の中でご説明をさせていただく予定で ございます。

事務局からは以上です。

宍戸会長 この件についてご質問等がございましたお願いいたします。

池田委員 調査して、〇、 、×、あれがなんかよく分からないんですよね。個人の感覚でやると。規定はないんですか。〇はどういう状況、×だったら完全に駄目なんですか。

事務局 の場所もあるんですが、×については、何らか事務局で確認が必要というものを×にしていただくというふうに考えていますので、ちょっと肥培管理が悪くて、お声がけが必要な箇所であれば、×をつけていただければ、その後の対応がしやすいかなと思います。

池田委員 じゃ、そのときになって×をつけた場合、事務局に相談した方がいいですか。 植松委員 その件は7月の研修会でやられるんですよね。

事務局 肥培管理ということで、予定をしております。

植松委員 松下係長と話を前にしたことがあるんですけれども、映像を含めて、こういう場合はこうだよとか、そういうのを皆さんに分かりやすいようにやるという話は、ちょ

っと電話で話はしたんですけれども、どういう流れになっているんでしょうか。流れ的に は。

事務局 そういったご意見をいただいておりまして、例をまだ集め切れていないんですけれども、過去の事例から、そういったものを今回のように提示をさせていただいて、農地パトロールのご説明の際に具体的にお示してできればと考えております。

事務局 本日、池田委員からいただきました〇、 、×の判定について、特に と×については、いただいたご意見、本日のご質問を含めて、また7月の総会で返せるようにしておきたいと思います。ありがとうございました。

髙橋(光)委員 私も間もなく1年目が終わろうとしていますけれども、管内に上祖師谷、祖師谷という件数がすごく多いんですよね。普段から、大体伺っていますので、よくやっているところは行かなくてもいいですかね。それで、さっきの池田さんで言えば、×とか のところだけ回ると。それで、回る際には、去年のとき、パンフレットを頂戴したんですね。必ずそれを置いてくるんですけれども、そういう感じでよろしいんですか。

事務局 パンフレットを置いてくるのを全農地に対してということですか。それは必要 ございません。

基本的には、この期間内に1回は見て回っていただくということで。

髙橋(光)委員 よくやっているところも行くんですね。

事務局 そうですね。

髙橋(光)委員 分かりました。

矢藤委員 今の池田委員の〇、×、 なんですけれども、一番最初に資料としてもらった世田谷区農地管理基準というのがあるんですけれども、皆さん見られているとは思うんですけれども、この基準に従ってやっていただければいいんじゃないかなという気はしています。指導方法も書いてありまして、農地パトロールにおいて調査した結果、不耕作、雑草云々合致していないことが認められない場合は、口頭によって指導すると。それは、担当は事務局になっているということで、〇、×、 は農業委員の主観なのかなという気がしています。これが第1段階。第2段階、第3段階とありますので、順を追って、この基準どおりにやっていけばいいんじゃないかなと思ったりします。ただ、これは平成25年7月ということで、ちょっと古いということで、来月の勉強会のときに、講師の先生にこれを見て、直した方がいいのかとか、そういうのをちょっと教えてもらおうかなということで、一応、事務局の方にはその旨、投げてありますので、来月、どういう形でお返事を

くれるか分かりませんけれども、取りあえず、これを見ていただければいいのかなと思ったりしています。

髙橋(光)委員 そのパンフレットができたら、頂きたいですね。

植松委員 農業委員には全員くれるでしょう。

髙橋(光)委員 配られたんですね。

井出委員 1ついいですか。今の調査の区域なんですけれども、1回やってみて、自分の家に非常に近いところは別な人が来たり、一番遠いところに行ったり、ちょっと見直しをしていただければありがたいんですけれども。ものすごく遠いところもあったり、すごい近いところは別な人が来たりすることが結構あったもので、そういう区分けというのはどこでやっているんですか。

事務局 管轄の区域に関してなんですけれども、皆様、農協様のご推薦で農業委員になっていただいております。農協さんの方で各支部等で管轄を分けて、地域を代表して、農業委員様になっていただいておりますので、基本的には、その管轄で調査等をしていただいております。もしそこを見直すということであれば、農業委員会としてもそうですし、農協さんとも相談をしながら変更したほうが良いと考えております。世田谷目黒さん以外で管轄の見直しを行って、対応している途中のところもあれば、まだ進んでいないところもあったりしますので、そこについては、農業委員会単体というよりは、農協さんとも連携をして対応していく必要があるのかなと思います。

井出委員 農協に言わなければ駄目ということですね。そのことに関しては。

事務局 農協さんとも連携をする必要があるというところです。

宍戸会長 今の件なんですけれども、千歳地区もいろいろと受けているところが多いところと少ないところがあって、その差がすごいので、それを変えようという話が、うちの方は支部で受けていますので、話が出たんですが、結局、どこかで分けると、今度、支部との関係とか、そういうのがどんどん違ってきちゃう訳で、結局、話合いはしたんですけれども、実際にはできないからといって、そのままになっちゃったんですけれども、意外と決めるのには大変な部分も結構あるようでございますので、よっぽど地区の支部の関係者、農協、全部含めて納得いく方向ができたら、できると思うんですけれども、なかなか難しいところがあると思います。けれども、実際には、結局はできない、そのままになってしまいましたので、なかなか難しいことは難しいんですね。ですから、よくお話合いをしてもらって、これでいいというのが出てくれば、できると思いますけれども。

井出委員 本当に遠いところと、いや、この人の方が全然近いじゃないかということが 結構あるんですよね。だから、お互いに交換し合えばいいんじゃないかとは思うんですけれども。

宍戸会長 それの関係と農協の関係も含めて、いい形ができれば、できると思うんですけれども、やっぱり何か問題が一つでも出てくると、意外と前に進まなくなったりしますので、よくお話合いをしていただければと思います。

井出委員 分かりました。

宍戸会長 ほかにはご意見ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

宍戸会長 ほかにご意見がないようですので、まず、今出た皆様方のご意見は、来月、 勉強会がございますので、お聞きしたいことがありましたら、その席でお伺いしていただ ければと思いますので、ぜひよろしくお願いいたします。

それでは次に、(3)生産緑地の取得のあっせん依頼について協議いたします。

事務局から説明をお願いいたします。

事務局 (3)の協議事項につきまして、資料No.10の生産緑地の取得のあっせん依頼についてをご覧下さい。本件は、主たる従事者の死亡による買取り申出となります。 5月31日付で買取り申出を受理し、東京都や世田谷区等の関係機関に照会をかけましたが、買取り申出がないという結論が出ましたので、今回、農業従事者の皆様にあっせんのご案内をするものでございます。

以上でございます。

宍戸会長 生産緑地の取得のあっせん依頼について、ご質問等がございましたら、お願 いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

宍戸会長 それでは、買取り希望等がありましたら、事務局までご連絡をお願いいたします。

以上で協議事項を終了いたします。

続きまして、次第6の報告事項に移ります。

(1)から(3)について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局 次第の6、報告事項について順次説明をいたします。

報告事項の1件目は、ふれあい農園「ブルーベリーつみとり」の開催についてでござい

ますが、榎本農園の開園日時に変更が生じましたので、机上に配付している差替え版、資料No.11をご覧下さい。内容につきましては、資料のとおりでございます。周知方法につきましては、7月1日発行の「区のおしらせ」及び区のホームページ等にてご案内させていただきます。

続きまして、資料No.12の都内農産物等の放射能検査についてご報告いたします。令和6年5月30日、6月6日、6月13日の検査結果におきまして、世田谷産の農産物は対象となっておりませんが、全ての検査において異常はありませんでした。

続きまして、資料No.13をご覧下さい。第70回世田谷区夏季農産物品評会の審査結果についてご報告いたします。今回も農家の皆様には多数のご出品をいただきまして、事務局として改めて御礼申し上げます。ありがとうございました。各賞の入賞者につきましては一覧のとおりとなりますが、今回の世田谷区農業委員会会長賞につきましては、富澤久夫様が受賞されました。また、世田谷区長賞を長島丈委員、そして、東京都農業協同組合中央会会長賞を苅部嘉也委員が受賞されました。また、区民賞を髙橋光正委員がそれぞれ受賞をされております。皆様、改めておめでとうございます。(拍手)

なお、入賞者の皆様には、8月20日火曜日に表彰式を予定しております。

事務局からの報告は以上となります。

宍戸会長 報告事項(1)から(3)についてご質問がございましたら、お願いいたします。 よろしいでしょうか。

## (「なし」の声あり)

宍戸会長 ご質問がないようですので、以上で次第6の報告事項を終了いたします。 続きまして、次第7のその他について、何かございますでしょうか。

事務局 事務局より、その他 4 件の事案がございます。順次説明をさせていただきます。まず、1点目は、せたがやそだち加工品ビジネスプランコンテストについてでございます。机上に配付しているチラシをご覧下さい。この事業は令和 3 年度から開始し、今年度で 4 回目の実施となります。応募の必要書類の大幅な削減や、今年度より学校法人も対象とするなど、皆様をはじめ幅広い方に応募いただけるよう見直しをいたしました。「区のおしらせ」7月1日号で掲載しまして、区のホームページでも同日から募集を開始しますので、皆様どうぞよろしくお願いします。

続きまして、2点目でございます。事務局から勉強会についてご案内をさせていただきます。先程来ご質問等いただいております勉強会につきましては、次回7月31日開催の第

12回総会事項終了後に引き続き開催をさせていただきますので、皆様ご出席の方よろしくお願いいたします。講師に東京都農業会議の松澤次長をお招きし、農地の肥培管理や納税猶予制度について、また、女性農業者や女性農業団体の取組事例等についてお話をいただく予定でございます。なお、各委員の皆様からいただきましたご質問についても、事前に講師にお伝えいたします。本日ご質問等いただいたところでございますが、またご質問等がございましたら、農業委員会事務局までご連絡をお願いします。先程お伝えしましたテーマ以外の質問もお受けしております。7月2週目までを目途に松澤次長にお伝えをしたいと思っておりますので、それまでに事務局の方にご質問等をいただけると幸いです。次回は長時間にわたるご出席をいただくこととなりますが、どうぞよろしくお願いします。

続きまして、3点目でございます。東京都農業施策に関する要望事項等についてご説明いたします。こちらは7月3日水曜日に開催される農業委員会地区別広域連携会議において、農業委員会法第53条に基づく東京都農業施策に関する意見の提出についてを協議するに当たり、事前に皆様に意見をお募りいたしました。その結果、机上配付しております東京都農業施策に関する要望事項等のとおりとなりました。ここでしばらくお時間を設けさせていただきますので、この場で2枚、ご提案のシートがございますので、お目通しをいただければと思います。当日配付の資料になります。このような表で2枚、資料を本日机上にて配付しております。お手元にありますでしょうか。本日までにいただきましたご意見については、4項目となりますけれども、お目通し下さい。

当日の確認となって大変申し訳ございませんけれども、現時点でのご意見等がありましたらお願いできればと思いますが、いかがでしょうか。

宍戸会長 今、事務局から説明させていただきましたが、もし何かご意見がありました らお願いいたします。

髙橋(光)委員 意見と言えるかどうか分からないんですが、全ての分野からの質問といいますか......。

宍戸会長 要望に対して、もし何かあったらということなんですか。

事務局 この4項目をいただきましたので、こちらの方を東京都に意見として出させていただく予定でございますが。

髙橋(光)委員 私は常々思うんですけれども、先程も生産緑地がオープンになって、 買手がいませんでしたので、自由に処分してくださいという形ですよね。そういう類いの もので、安く買える道というのはあるんですか。 事務局 生産緑地を安く……。

髙橋(光)委員 一般の市場で、生産緑地ではなくて普通の土地と同じようにマーケットに出てくるのと同じようにしか買えないんですか。それとも東京都が関係しているところで、やる気がある人には安く買えるという道があるんですか。

真鍋委員 この農業委員会の前農業委員さんが、外郭環状道路のことで農地がなくなったんです。それで近隣の農地を買った事例があったんですけれども、それは市場価格で、外環を作るので用地買収に応じて、そのお金でこっちの農地を買ったということなので、知っている限り、今、農地を続けるから安く買うというルートはないと思うんです。

それとあわせていいですか。ここに税制の見直しがありますよね。これは前からテーマになっているんですけれども、あまり相続税の見直しのことを言うと、もちろんこれは物すごい大事なんですが、だからこそ、国は相続税納税猶予制度をつくっていると。これは根本的に直せといったら、猶予制度がなくなっちゃうよとよく言われるんですよ。あくまで相続税はかかるけれども、猶予していると。その状況じゃまずいんですかと、こういう切り返しをいつも受けて、それなら猶予を取り下げて、あまり寝た子を起こさない方がいいよと昔に言われた記憶もある。

問題なのは、本来、生産緑地であるので、今日も案件が出ていましたが、買取り請求が出た場合、特別な事由がない限り、買い取らねばならないというふうになっているんです。本来なら、国や東京都や世田谷区は買い取らなきゃならない。だから平成3年のときに、皆さんが生産緑地に入れるか、宅地化農地にするかというときに、一番問題だったのはそこだった訳です。一つは父祖伝来の土地をお上に召し上げられてしまう。買い取ると書いてあるんですから。そうすると、自分の土地がなくなっちゃうから、入らない方がいいよという人もいるし、いやいや、そんなことを言ったって、買いっこないよと言って、入れない人もいたし。短期間の間にどっちかの選択をみんな迫られて、結果として、半分入れて半分入れないみたいな形がトータルで結果になった訳です。

だから、本来ならば、買取り請求が出たときに、行政がルールどおり買えば、この問題だって、行政が買った上で、それをマンションや何かにする訳じゃありませんから、緑や防災拠点として残せる可能性がある訳ですよね。それを買い取らないから、相続税を納めるために民間事業者に売って、それがマンションや戸建ての住宅になっているというのが今、社会問題になっている。だから、ダイレクトにこの税制見直しということを本当に言っていいのか。それならば、その一歩手前で、買取り請求が出た場合に、国や東京都や各

自治体は、生産緑地の買取り請求のルールに基づいて、買い取ることにもっと本気で努力するべきとか、いろんな形で、例えば東京都はたくさんお金はあるんだけれども、いろんなことで使っていますが、東京都が都市計画で決定した都立公園の予定地内でも事業化決定しないと、生産緑地を買っていないんですよ。上祖師谷、祖師谷の量を見れば、はっきりしているんだけれども、少なくとも、そういうところぐらい東京都は買わなければいけない訳で、買い取ってくれなくて、今、農地がなくなって、こういう問題が起きている。これは相続税に問題があるとは思うけれども、今みたいなテーマを1つずつ潰さないと、抜本的に税制を直せと言っちゃって本当にいいのか。それならば、財務省というのは分かったと。じゃ、猶予制度をなくすよと。あとは生産緑地制度を皆さんの方が云々になってきたり、もう一歩突っ込んだ議論をした方がいいと思うので、もちろん、これを出したら、すぐ通るとは限らないけれども、これにはいろんなテーマや課題、問題が裏側にあるんだということを分かった上で、これは出してもらいたいと思います。

事務局 ありがとうございました。大変貴重なご意見をいただきましたので、事務局の方でいただきましたご意見も踏まえまして、後日、まとめた意見を宍戸会長に見ていただいて、ご報告し、ご承認いただいて、農業委員会の意見とさせていただくというようなことはいかがでしょうか。

宍戸会長 今、事務局の方からお話がございましたけれども、これでよろしいでしょうか。

#### (「異議なし」の声あり)

宍戸会長 では、それで進めさせていただきます。今、真鍋委員の言っていることも、随分前から言われていることなんですね。今、納税猶予ができて、それ以上の税金に対して、もっとやれとなったときには、せっかくいい納税猶予となってきたのが、これはもしこんなに要らないんじゃないかとなった場合には、余計、農業者さんは大変な思いになってくるので、そういうところも考えながら、事務局と話し合いながら、提出したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

事務局 そうしましたら、税制の見直しのところについては、本日の意見を踏まえて、 会長とご相談をしながら、意見をまとめさせていただければと思います。ありがとうござ いました。

続きまして、4点目でございます。引き続き農業経営を行っている旨の証明願の農地調査の際に、肥培管理の改善を指導した件の経過報告でございます。こちらは最後の案件で

ございます。

本件は、本年2月に実施しました第7回農業委員会総会で、池田鏡一委員が調査を実施していただきました〇〇氏の納税猶予適用地の肥培管理の案件についてでございます。第7回総会で農地調査実施時に5月までに新しく営農計画を立てることを確認している旨を報告し、6月総会に再度経過報告をすることとしておりましたので、本日、映像を見ていただきながらご報告をしたいと思っております。農業委員会事務局、管轄の池田委員、それぞれ該当地を確認しておりますので、池田委員より、該当地の現状についてご報告をお願いしたいと思います。池田委員、よろしくお願いします。

#### 池田委員

引き続き農業経営を行っている旨の証明願の農地調査の際に、肥培管理の改善を指導した件の経過報告をさせていただきます。

(委員より、調査内容について報告)

以上です。

事務局 ご報告ありがとうございました。

以上のとおり、調査時よりは現状の改善が見られることから、本件の総会での対応は一 旦終了といたします。

事務局からは以上でございます。

宍戸会長 今4点、事務局から説明していただきましたが、総括的に何かご質問がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

宍戸会長 ご意見がないようですので、本日の農業委員会の議案が全て終了いたしましたので、農業委員会を終了させていただきます。ありがとうございました。

それでは、閉会の挨拶を浦野美枝子職務代理にお願いいたします。

浦野会長職務代理者

(職務代理挨拶)

この議事録は、令和6年6月27日(木)開催の第11回農業委員会総会の議事録に相違ありません。

世田谷区農業委員会

会長 宍戸幸男

以上、議事の経過並びにその結果を明確にするため、下記に署名する。

署名委員

署名委員